

令和6年札幌市告示第5196号

学校給食用食器・食缶等運搬業務

入札説明書

札幌市教育委員会

入札説明書

令和6年札幌市告示第5196号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則、その他関係法令に定めるもののほか、入札説明書等によるものとする。

なお、入札説明書等とは、この入札説明書と、入札説明書に添付している「様式集（添付資料1）」、「仕様書（添付資料2）」及び「契約書（案）（添付資料3）」の全てを指す。

1 告示日

令和6年12月20日

2 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル5階

札幌市教育委員会 生涯学習部 学校給食課 給食係 TEL011-211-3833

メールアドレス kyoiku-kyusyoku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

- ア 学校給食用食器・食缶等運搬業務（1）
- イ 学校給食用食器・食缶等運搬業務（2）
- ウ 学校給食用食器・食缶等運搬業務（3）
- エ 学校給食用食器・食缶等運搬業務（4）
- オ 学校給食用食器・食缶等運搬業務（5）
- カ 学校給食用食器・食缶等運搬業務（6）
- キ 学校給食用食器・食缶等運搬業務（7）
- ク 学校給食用食器・食缶等運搬業務（8）
- ケ 学校給食用食器・食缶等運搬業務（9）
- コ 学校給食用食器・食缶等運搬業務（10）
- サ 学校給食用食器・食缶等運搬業務（11）
- シ 学校給食用食器・食缶等運搬業務（12）
- ス 学校給食用食器・食缶等運搬業務（13）

セ 学校給食用食器・食缶等運搬業務（14）

(2) 調達案件の仕様等

別紙「仕様書（添付資料2）」のとおり。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

別紙「仕様書（添付資料2）」のとおり。

(5) 入札方法

上記(1)の件名ごとに、1系統1日当たりの単価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「運輸・通信業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、下記5(3)の入札書の受領期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先

札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）

電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態

が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 当該役務の提供が十分に可能な車両を系統数以上保有していること。
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）で定められている貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加提出書類・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

上記 2 の場所で交付するほか、下記 URL にある該当案件にかかるページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keiyakukoukai/shogaigakusyu-keiyaku-ippan2017.html>

- (2) 入札参加提出書類の受領期限

上記 3 (1) の件名全て、次のとおりとする。

令和 7 年 2 月 4 日（火） 16 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

※ 提出書類については、下記 6 (4) に別途提示。

- (3) 入札書の受領期限

上記 3 (1) の件名全て、次のとおりとする。

令和 7 年 2 月 17 日（月） 16 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

※ 本案件については、紙入札で行うため、電子での参加申請は行わない。

- (4) 入札書の提出方法

ア 入札書は上記 3 (1) の件名ごとに「添付資料 1 - 様式 1」にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年 2 月 18 日（火）〇〇時〇〇分開札 学校給食用食器・食缶等運搬業務（〇）」の旨を記載し、上記 2 宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封筒及び内封筒共に「令和 7 年 2 月

18日（火）〇〇時〇〇分開札 学校給食用食器・食缶等運搬業務（〇）」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受領した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時までに委任状(添付資料1-様式2)を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

上記3(1)の件名ごとに次のとおりとする。

日時：件名ア 令和7年2月18日（火） 10時00分

件名イ 令和7年2月18日（火） 10時05分

件名ウ	令和7年2月18日(火)	10時10分
件名エ	令和7年2月18日(火)	10時15分
件名オ	令和7年2月18日(火)	10時20分
件名カ	令和7年2月18日(火)	10時25分
件名キ	令和7年2月18日(火)	10時30分
件名ク	令和7年2月18日(火)	10時35分
件名ケ	令和7年2月18日(火)	10時40分
件名コ	令和7年2月18日(火)	10時45分
件名サ	令和7年2月18日(火)	10時50分
件名シ	令和7年2月18日(火)	10時55分
件名ス	令和7年2月18日(火)	11時00分
件名セ	令和7年2月18日(火)	11時05分

場所：札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル3階 札幌市教育委員会入札室

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、委託者があらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額の総額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、上記4(6)及び(7)にて入札参加資格とした内容を証明するため、上記5(2)に示す期限までに、資格保有状況報告書（添付資料1－様式3）を提出しなければならない。

イ 入札参加者は、入札までの間において、上記申請書に関し説明を求められた場合、もしくは提出した書類に関する挙証書類等を求められた場合は、それに応じなければならない。

また、入札説明書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙「契約書（案）（添付資料3）」のとおり。

(9) 上記4(2)の後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。

(10) 入札に係る苦情申立

本調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。苦情の申し立てがなされた場合、当該委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。

(11) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

全体的な流れ

実施内容	実施期間又は期日
入札告示	令和6年12月20日(金)
入札参加提出書類の受領期限	令和7年2月4日(火)16時00分まで
入札書の提出期限	令和7年2月17日(月)16時00分まで
開札	件名ア 令和7年2月18日(火) 10時00分 件名イ 令和7年2月18日(火) 10時05分 件名ウ 令和7年2月18日(火) 10時10分 件名エ 令和7年2月18日(火) 10時15分 件名オ 令和7年2月18日(火) 10時20分 件名カ 令和7年2月18日(火) 10時25分 件名キ 令和7年2月18日(火) 10時30分 件名ク 令和7年2月18日(火) 10時35分 件名ケ 令和7年2月18日(火) 10時40分 件名コ 令和7年2月18日(火) 10時45分 件名サ 令和7年2月18日(火) 10時50分 件名シ 令和7年2月18日(火) 10時55分 件名ス 令和7年2月18日(火) 11時00分 件名セ 令和7年2月18日(火) 11時05分

様式一覧

番号	様式名
1	入札書
2	委任状
3	資格保有状況報告書

仕様書一覧

番号	仕様書名
1	学校給食用食器・食缶等運搬業務(1)～(14) ※(1)～(12)は共通
別紙	令和7年度学校給食用食器・食缶等運搬業務 系統一覧
別紙様式	学校給食用食器・食缶等運搬業務報告書